

規制シート(様式)

190197001360001

2016年12月27日

規制の名称	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	所管府省	国土交通省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号) ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 等 	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総合政策局海洋政策課 課長 英 浩道 海事局海洋・環境政策課 課長 田淵 一浩 海事局検査測度課 課長 岩本 泉 港湾局海洋・環境課 課長 佐々木 宏 海上保安庁環境防災課 課長 金子 修久
規制目的	海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶、海洋施設及び航空機からの海洋への油、有害液体物質等及び廃棄物の排出を規制 ・船舶からの大気中への排出ガスの放出を規制 ・船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却を規制 ・廃油の適正な処理を確保させることを義務づけ ・排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除、海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を義務づけ 	関連する予算	○船舶による環境汚染防止のための総合対策(平成28年度:4.5千万円) ○海運からの温室効果ガス等環境負荷低減に関する総合対策(平成28年度:1.4千万円) ○船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要な経費(平成28年度予算:227百万円)
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・新造船に対する二酸化炭素排出量の算定及び基準適合の義務付け、新造船及び現存船に対する二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置に関する手引書の作成の義務付け等の措置を講じた。(H24法改正) ・生物を含む有害なバラスト水の船舶からの排出の規制を行う等の措置を講じた。(H26法改正) ・船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出量に係る規制強化の措置を講じた。(H27政令改正) 	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	海洋環境の保全や人の生命などを保護するために、引き続きの規制の維持が必要不可欠。なお、本法律は、海洋汚染に係る国際条約(「MARPOL条約」、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」、「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」及び「船舶のバラスト水および沈殿物の規制および管理のための国際条約」等)を国内法化したものであるため、両条約の改正等国際的な動向を踏まえて、必要な制度の更新を図っていく。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		

見直し条項	—
次の見直し時期	平成33年度